

城南高等学校食堂運営事業者募集要項 に係る注意事項

1 使用許可物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	使用料
城南高等学校 理科棟1階 食堂 徳島市城南町2丁目2番8号	厨房 66.0405m ²	1式	免除

2 経費の負担

「募集要項2公募条件等（3）使用料等③光熱水費の負担内容は、次のとおりとし、指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

電気、水道については子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額(電力・水道)料金×子メーターの表示する月間使用(電力・水道)量(kW・m³)÷当該親メーターの表示する月間使用(電力・水道)量(kW・m³)。なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

ガスは食堂単独の設備となっていますので、直接契約してください。

3 使用条件等

（1）食材・物品類の搬入・搬出等について

食材・物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。
残飯等生ゴミ含む廃棄物は毎日搬出し、法令に則り適切に処分すること。

（2）食堂・厨房・更衣室の現状について

使用許可対象の室内は、建物の経過年数に伴う 壁面・床面等の傷み・汚れがあります。学校は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。通常の清掃や 模様替えを行う場合は、運営事業者の負担により行ってください。

なお、施設設備（ガス・電気・水道・空調）の不具合により、食堂の安全な運営に支障を来している（来す恐れがある）場合は、原則、学校負担で修繕しますので、早急に学校事務室へ連絡してください。

（3）厨房設備・什器・備品等について

厨房設備・什器・備品等（空調設備含む）については無償貸与します。予め機能及び状態を十分確認してください。学校は使用期間中の耐用を保証するものではありません。

なお、営業に必要な什器・備品等について、「貸与物品一覧表」に記載以外の物品については、運営事業者の費用負担により用意してください。

また、学校の許可を受けて貸与物品に代えて運営事業者の費用負担により、什器・備品等を持ち込むことができますが、持ち込みした物品は運営事業者の責任により保管・管理してください。

(4) 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

(5) 販売品目及び提供価格について

学校食堂におけるメニューは、栄養バランスのとれたメニューを用意するものとし、生徒が利用する食堂の提供価格についても、できる範囲で市中価格より廉価に設定するものとします。

なお、販売品目及び提供価格を変更する場合は、事前に学校と協議し、承認を受けなければなりません。価格変更後、6ヶ月間は価格据え置きとします。

※調味料(ソース、しょうゆ等)及び湯茶・水の提供を行ってください。